

第 18 回岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 27 年 8 月 20 日

第18回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成27年8月20日(木曜日) 午後3時～午後3時45分

○場 所 岩国市役所6階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の選任

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 議案第31号 岩国都市計画風致地区の変更について

(4) 諮問第14号 錦帯橋風致地区における風致地区の区分の変更について

(5) 諮問第15号 錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員15人〕

会 長 塚本俊明

副会長 長野 寿

委 員 (1号委員)

隅 喜彦 廣田登志子 福田邦彦

(2号委員)

植野正則 越澤二代 松川卓司 丸茂郁生

(3号委員)

廣川誠一〔代理出席：佐々田敬久〕 小澤雅史 岡田浩二

(4号委員)

浅田睦子 藤重保章 宮川 洋

○欠席者〔委員2人〕

委 員 (1号委員)

榊原弘之

(4号委員)

田村 巖

○傍 聴〔0人〕

[午後3時 開会]

○事務局（鮎川主事） 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。

本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。ただいまから、第18回岩国市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております、都市計画課の鮎川と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会にあたり、福田市長より御挨拶申し上げます。

○福田市長 皆さんこんにちは。福田でございます。一言御挨拶を申し上げます。

まず、本日は公私共に大変お忙しい中、第18回岩国市都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、後ほど事務局から御紹介させていただきますが、本日御出席いただいております、知識経験者であります1号委員さん、市民委員であります4号委員さんにおかれましては、本年2月より新たに御就任いただいております。また、関係行政機関の職員であります3号委員の皆様方も、4月の人事異動に伴いまして新たに御就任いただいているところでございます。

御承知のように本審議会では、これまで、岩国駅周辺整備事業や愛宕山地区等、まちづくりの根幹をなすような都市計画の決定や変更を御審議いただいております。今後も、都市計画の重要な事項について御審議いただく予定となっております。各分野において活躍されておられます皆様方のお知恵を拝借しながら、まちづくりをしっかりと推進して参りたいと思いますので、引き続き御指導、御助言賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、錦帯橋風致地区における議案が1件と諮問2件について御審議をお願いすることとなっております。錦帯橋風致地区は、昭和13年に都市計画決定されておりまして、その後の地形の変化等を踏まえて区域を見直すものでございます。また、区域の変更に伴いまして、錦帯橋風致地区における風致地区の区分を変更しようとするものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この件につきましても後ほど事務局から説明いたしますので、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

○事務局（鮎川主事） ありがとうございます。市長は次の公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。

○福田市長 失礼します。どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退席)

○事務局（鮎川主事） それでは、議事に入ります前に、平成27年2月22日の1号委員及び4号委員の任期満了に伴い、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、委員の御紹介をさせていただきます。失礼ではございますが、着席して進めさせていただきます。

それでは、お手元に配布しております名簿順に御紹介をさせていただきます。

1号委員といたしまして、国立大学法人山口大学 大学院理工学研究科准教授 榊原弘之委員でございます。なお、榊原委員は本日所用により御欠席との連絡をいただいております。

続きまして、岩国市社会福祉協議会会長 隅喜彦委員でございます。

国立大学法人広島大学 産学・地域連携センター 地域連携部門教授 塚本俊明委員でございます。

- 塚本委員 塚本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 岩国商工会議所会頭 長野寿委員でございます。
- 長野委員 長野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 岩国市教育委員会委員 廣田登志子委員でございます。
- 廣田委員 廣田登志子でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 岩国市農業委員会会長 福田邦彦委員でございます。
- 福田委員 福田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 2号委員といたしまして、岩国市議会議員の植野正則委員でございます。
- 植野委員 はい。植野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 同じく、越澤二代委員でございます。
- 越澤委員 はい。越澤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 同じく、松川卓司委員でございます。
- 松川委員 はい。松川でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 同じく、丸茂郁生委員でございます。
- 丸茂委員 はい。丸茂でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 次に、3号委員といたしまして、国土交通省山口河川国道事務所所長 廣川誠一委員でございます。なお本日は、公務のため、調査設計課長の佐々田敬久様が代理で出席されておられます。
- 佐々田代理委員 本来であれば所長の廣川が出席するところでございますけれども、代理で出席させていただいております。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 山口県岩国土木建築事務所所長 小澤雅史委員でございます。
- 小澤委員 小澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 山口県岩国農林事務所所長 岡田浩二委員でございます。
- 岡田委員 岡田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 次に4号委員といたしまして、浅田睦子委員でございます。
- 浅田委員 浅田睦子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 同じく田村巖委員でございます。なお、田村委員は本日所用により御欠席との連絡をいただいております。
- 続きまして、藤重保章委員でございます。
- 藤重委員 藤重と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 宮川洋委員でございます。
- 宮川委員 宮川と申します。どうぞお見知りおきください。
- 事務局（鮎川主事） 以上17名の委員により、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。まず、高崎都市開発担当部長でございます。
- 事務局（高崎都市開発担当部長） 高崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局（鮎川主事） 山中都市計画課長でございます。

○事務局（山中都市計画課長） 山中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鮎川主事） 大黒屋都市計画課計画班長でございます。

○事務局（大黒屋計画班長） 大黒屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鮎川主事） それから私、都市計画課の鮎川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席について御報告申し上げます。

本日、榑原委員、田村委員が所用により御欠席との連絡をいただいておりますが、委員 17 名中、15 名の出席をいただいておりますので、岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました審議資料、表紙に青い帯が付いている資料でございます。それから同じく参考資料、表紙に緑の帯が付いている資料でございます。それから、本日席上に配布させていただきました、議事日程、委員名簿、配席表。以上となりますが、ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

この度の体制の更新に伴い、ただいまから会長を選任していただくわけですが、会長選任までの間、事務局の高崎都市開発担当部長が代わりに議事進行をさせていただきます。

それでは、高崎が議長席に移らせていただきます。

（高崎都市開発担当部長が議長席に移動）

○事務局（高崎都市開発担当部長） 改めまして、都市開発担当部長の高崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。お手元に配布させていただきました、議事日程の第 1 「会長の選任について」でございます。岩国市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項におきましては「審議会に会長を置く」と規定しております。第 2 項では「会長は、第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる委員」すなわち知識経験者のうちから委員の選挙によって定めることとされています。

また、岩国市都市計画審議会条例施行規則第 3 条第 1 項では、選挙について「委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」と規定されております。

また、同規則第 3 条第 2 項では、その選挙について「委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを審議会の会議に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする」と規定されています。

委員の皆様には、条例、規則の規定を踏まえていただき、会長を選任していただきたいと存じます。

それでは、会長の選任方法につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

（「指名推薦」「事務局一任」の声）

○事務局（高崎都市開発担当部長） 指名という御意見と、事務局一任という御意見がございました。いかがいたしましょうか。

（「事務局一任」の声）

○事務局（高崎都市開発担当部長） 事務局一任という案が出ましたけれども、これに皆様方、異議はございま

せんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○事務局(高崎市開発担当部長) 異議なしと認めます。それでは事務局として案がありましたらお願いします。

○事務局(山中都市計画課長) 事務局としましては、引き続き、塚本委員を会長に推薦いたします。

○事務局(高崎市開発担当部長) 今、事務局から塚本委員の推薦がございました。これにつきまして、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○事務局(高崎市開発担当部長) 本日御出席の委員全員の同意を認め、塚本委員を会長に選任することいたします。それではこれから、塚本会長に進行をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

(塚本会長が会長席に移動)

○塚本会長 それでは改めまして、塚本と申します。前回に引き続きまして会長ということで御指名いただきました。一生懸命頑張るつもりでございますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、まず副会長の選任に入りたいと思います。条例第6条第5項には、「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する」と規定されております。

それでは、副会長の選任に入りますが、条例の規定から私が指名させていただきたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。御異議がないようでございますので、私から副会長には、引き続き長野委員を指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、御異議がございませんので、副会長に長野委員を指名します。長野委員、よろしくお願いたします。

○長野副会長 ただいま副会長に御指名いただきました、長野でございます。微力ではございますが、引き続き務めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、これより議事に入ります。本日傍聴人はいらっしやらないので、このまま進めさせていただきます。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。

日程第2「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されております。このため、本日の会議におきましては、越澤委員、宮川委員を議事録署名委員に指名したいと思います。よろしくお願いたします。

それでは引き続きまして、日程第3「議案第31号 岩国都市計画風致地区の変更について」、日程第4「諮問第14号 錦帯橋風致地区における風致地区の区分の変更について」及び日程第5「諮問第15号 錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について」ということで、これらは関連がありますので一括して審議し

たいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（山中都市計画課長）（パワーポイントを用いて説明）

それでは、議案第 31 号から諮問第 15 号まで、一括して説明させていただきます。私は、都市計画課の山中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ですが、座って御説明させていただきます。

それではまず、風致地区の概要について御説明いたします。風致地区とは、都市計画法で定める地域地区の一つで、都市の風致、これは、樹林地や水辺地などで構成された良好な自然的景観を維持するために定められるものです。

風致地区を定めますと、岩国市風致地区条例により、建築物の建築や土地の開発などの行為を行おうとする場合、許可等が必要となり、建ぺい率や高さ、形態意匠、緑地率などの許可基準を満たす必要があります。

都市部においては、田畑や山林などの自然が開発される傾向にあります。既存の風致を維持するための規制を設けることにより、良好な風致を後世に伝え、残していこうとする制度が、風致地区制度でございます。

ここで、風致地区制度の仕組みについて御説明いたします。風致地区制度は、スライドにお示ししておりますとおり、都市計画で風致地区の区域を定め、条例で規定された許可基準などを適用することにより、地区の風致を維持する仕組みになっております。

本市においては、条例により、第 1 種風致地区から第 4 種風致地区までの 4 つの区分を設けております。本日は、まずベースとなります区域の変更について御説明させていただき、続いて、区域の変更に伴い、第 1 種、第 3 種、第 4 種風致地区の新たな指定や除外について説明したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では次に、風致地区の変更の背景でございます。これまでは、風致地区の決定権、行為の許可の基準などを定めた条例の制定権ともに、山口県が権限をもっていました。地方分権改革に伴い、これらの権限が市町に移譲されることとなり、岩国市が制度を運用していくことができるようになりました。

これを受けまして、行為の許可基準などを定めた岩国市風致地区条例を平成 26 年 9 月に制定いたしました。そして、条例で規定する風致保全方針、風致地区の区分の指定について第 16 回岩国市都市計画審議会で御意見を伺い、周知期間を経て、本年 4 月 1 日より条例の施行、制度の運用を開始しております。このように、市条例に基づく制度に移行したことを受け、この度、風致地区の区域の変更を行おうとするものでございます。

それでは、都市計画風致地区の変更について御説明させていただきます。正面のスライドを御覧ください。本市では、錦帯橋周辺の約 341 ヘクタールを区域とする錦帯橋風致地区が昭和 13 年に都市計画決定されております。こちらは、錦帯橋風致地区内の様子です。右上の画像は、城山から横山地区を見下ろしたものです。建物が木々に囲まれており、緑豊かな環境が保全されていることがお分かりいただけると思います。また、対岸である岩国地区から、横山地区、川西地区を見ますと、建築物の高さ制限により、突出した建築物が制限されており、背景となる城山に向けた見通しが確保されております。

なお、岩国藩の城下町として栄えた横山、岩国、そして川西地区の歴史性を損なわないようにするため、建築物の外観デザインについてもルールを設けております。

このように、風致地区内においては、制度の運用、そして地域の皆様の御協力もいただきながら、これまで良好な自然的景観が維持されて参りました。

しかしながら、昭和 13 年の指定から 70 年以上が経過しており、この間、欽明路道路や岩国運動公園などの施設整備や、宅地開発などが進められたことに伴い、周辺の地形が大きく変化しています。これによって、風致地区の境界が敷地内を跨いでいたり、分かりづらくなったりしております。

また、城山においては、風致地区の区域外ではありますが、携帯電話の鉄塔などが建設されており、城山の美しい山並みの良好な自然的景観が乱されております。

こうした状況に対応するため、風致地区の区域の見直しを行うこととし、この度、変更案を作成しております。

こちらが、風致地区の変更案でございます。変更前を黄色の線、変更後を赤色の線でお示ししております。基本的な区域に変わりはありませんが、大きく分けて 4 つの地区で変更を予定しております。

まず、城山の稜線、尾根の部分。次に、川西地区。次に、欽明路道路周辺。そして、岩国地区の 4 地区です。

地区ごとに御説明いたします。

まず、城山の稜線部分について、従来は稜線までを風致地区としていましたが、稜線から外れた、風致地区の区域のすぐ外側に携帯電話の鉄塔などの大規模工作物が建設されており、こうした工作物が自然豊かな城山の山並みの景観を阻害している状況にあります。そこで、事前に把握、調整を行い、山並みの自然的景観を保全するため、稜線から 50 メートル区域を拡大することとしております。

次に、川西地区でございます。昭和 13 年の区域の指定以降、街並みの変化などによって風致地区の境界が宅地内を横切っている状況にあります。風致地区の境界を明確にするため、この度、敷地境界に合わせた形で境界の整理を行うものです。

次に、欽明路道路周辺です。当該地区は、欽明路道路、岩国運動公園などの公共施設が整備されることに伴い、指定当時と大きく地形が変わっています。このため、現在の地形に合わせて区域を見直すこととしております。なお、岩国運動公園については、基本的には区域から除外しますが、岩国城からの眺望において大きな存在でありますことから、施設整備の際は景観への配慮について、関係課と調整を行うこととしております。

最後に、岩国地区です。当地区は、山間部に錦見浄水場が整備されておりますが、風致地区が施設を跨いでいる状態となっており、境界が分かりづらくなっております。また、城山から眺望される位置にあるため、当該施設の一部を風致地区に含める形で、区域を見直すこととしております。

併せて、岩国小学校から錦帯橋に向かう市道沿いの区画の一部に、新たに風致地区を指定しようとするものです。

主な変更地区については以上です。

なお、これらの変更にあたり、城山の国有林を管理する森林管理事務所、そして市及び県の関係部署に対しまして事前に調整を図るとともに、新たに風致地区の区域に入ることになる民地の所有者に対しましては、事前に変更案をお示しし、御理解をいただいております。

次に、この度の都市計画変更手続きの流れについて御説明させていただきます。まず、本年 5 月 10 日に、

中央公民館において、都市計画変更に関する説明会を開催し、変更案について御説明させていただきました。

続いて、5月11日から27日までの間、市役所都市計画課及び市ホームページ上において、変更原案の閲覧を行っております。なお、5月27日に公聴会の開催を予定しておりましたが、公述の申し出がございませんでしたので、開催を取りやめております。

その後、都市計画の変更案を作成し、7月10日から24日までの2週間、市役所都市計画課及び市ホームページ上において変更案を掲載しております。縦覧期間中、窓口においては1名の縦覧者がございましたが、変更案に対する意見書の提出はございませんでした。

これを受けまして、本日の都市計画審議会にお諮りしているところでございます。

なお、本日の審議会でも可決いただけた場合でございますが、山口県知事との協議を経まして、決定の告示を行うこととなります。

続きまして、諮問第14号、錦帯橋風致地区における風致地区の区分の変更について、御説明させていただきます。

冒頭に御説明したとおり、風致地区制度は、都市計画決定によりその区域を定め、その区域内で行われる建築物の建築等の行為に対して、条例で規定された許可基準等を適用することにより、地区の風致を維持する仕組みとなっております。

本市では、条例により、第1種風致地区から第4種風致地区までの区分を設けており、それぞれに許可基準を設定しております。この風致地区の区分については、岩国市風致地区条例において、「地区の特性を勘案し、岩国市都市計画審議会の意見を聴いて、当該地区に係る風致地区の区分を指定する」とされていることから、この度、区分の変更について、当審議会の御意見を伺うものでございます。

スクリーンには、現在の風致地区の区分をお示ししております。昨年10月に開催されました第16回都市計画審議会において、当区分の指定について御意見を伺ったところであり、本年4月1日の風致地区条例施行とあわせて、当区分を適用しております。

第1種風致地区は城山の国有林を中心として、第2種風致地区は横山地区、第3種風致地区は概ね錦川沿い、そして第4種風致地区は、それ以外の区域に指定しております。

スクリーンの下側には、区分ごとの許可基準の概要をお示ししております。城山を中心とした、地区の自然環境や自然的景観が維持されている地区ほど厳しい許可基準が設定されております。既存の良好な風致を維持することとしております。

スクリーンには、風致地区の区分の変更案をお示ししております。内側のオレンジ色の線が変更前の風致地区、外側の赤い線が変更後の風致地区です。風致地区の変更に伴い、新たに風致地区が指定される区域に対して、隣接地と同じ区分を指定することとしております。なお、風致地区の区域の変更に伴うもの以外の変更ございません。

この風致地区の区分につきましては、本日の審議会において御意見をいただいた後、風致地区の区域の変更とあわせて施行したいと考えております。

続きまして、諮問第15号、錦帯橋風致地区風致保全方針の変更について、御説明させていただきます。風致保全方針とは、風致の維持・創出に関する方針を明確にするためのもので、風致地区の区分に關す

る事項、風致の維持及び創出のための施策の方針に関する事項、その他、風致の維持・創出に関し重要な事項を定めることとされております。

昨年10月に開催されました第16回都市計画審議会において、保全方針の策定について御意見を伺ったところであり、本年4月1日の風致地区条例施行とあわせて、当保全方針を運用しております。

この度の変更は、先ほど御説明しました、議案第31号「岩国都市計画風致地区の変更」及び諮問第14号「風致地区の区分の変更」を受けて、関係部分の変更を行うものであり、それ以外の変更はございません。

審議資料の11ページ以降に風致保全方針を掲載しておりますが、このうちカラーでお示した箇所、11ページ上段の風致地区の面積、それから、12ページの区分図が変更箇所でございます。それ以外の変更はございません。

以上で、諮問第15号、錦帯橋風致地区風致保全方針の変更についての説明を終わります。

関連議案等の説明は以上でございます。御審議の程、よろしく願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。風致地区の区域の変更、それから、それに伴う条例で定める事項の変更について一括で御説明いただきました。

それでは、ただいまの事務局の説明に対しまして、質疑、御意見等ございましたらいただきたいと思えます。どなたからでも結構でございますので、挙手の上お願いいたします。

○丸茂委員 風致地区を設定する際には、土地や建物などの民有地を有効活用されたい地権者やデベロッパーの方と、風致の保全を図りたい自治体側とのいろいろな問題等があるかと思えます。先ほどの説明に、城山の稜線付近で良好な自然的景観を阻害する工作物が建設されているとありましたが、こういった現存する工作物に対しては、こういった対応をされていくのでしょうか。

○塚本会長 では事務局、御回答いただけますか。

○事務局（大黒屋計画班長） 現存する工作物に対しましては、新たに風致地区に入ったからといって撤去をしていただくといったことはありません。これから新設される場合や、現存する工作物を改築される場合には、通知という形で、市と協議の場を設けていただくようになります。

○塚本会長 よろしいですか。

○植野委員 1点お伺いします。先ほどの説明の中で、5月10日に地元に対して説明会をされたとありました。それから、縦覧を行い、公聴会は公述の申し出もなく開催されなかったということですが、地元での説明会におきまして、今回の変更案に影響を与えるような意見はございましたか。

○塚本会長 事務局お願いいたします。

○事務局（大黒屋計画班長） 説明会へは3名の方が来られましたが、その中には周辺の地権者の方がいらっしゃいました。愛宕橋近くの護岸を新たに風致地区に入るよう設定させていただいておりますが、護岸にサクラ並木がございまして、その維持管理を自治会でされているとのことでした。切りたいという要望もあるようで、今後は出来なくなるのかといったような御質問がございましたので、風致地区に入りますと、木を伐採するといった場合には許可を受けていただくようになりますといったお話はさせていただきました。

○塚本会長 よろしいでしょうか。はい、その他。

○越澤委員 5月10日の説明会には3名の方が来られたということでしたが、今回新たに風致地区に指定される区域の住民の方々の出席率というのはいかがでしたか。

○事務局（大黒屋計画班長） 説明会に来られたのは、先ほどのサクラの護岸についてお話があった御夫婦が2名で、もう1名は風致地区の区域内の方ではございませんでした。今回新たに風致地区内に入られる住民の方には事前に個別でお話をし、御承諾はいただいておりますので、説明会への御出席はございませんでした。

○塚本会長 はい。

○越澤委員 事前に個別対応されて、今回範囲に入られる方々については了承を得られていると。個別に回られたときにも意見等はなかったのでしょうか。

○事務局（大黒屋計画班長） 個別でお伺いした際には、緑豊かな住環境を保護するのはいいですねといった賛成の御意見が多くありました。

○塚本会長 はい。よろしいでしょうか。

○宮川委員 質問ではなく意見ですが、景観を阻害する工作物というのは恐らく携帯電話の電波塔だと思いますけれども、やはり公共性の高いものでありまして、風致地区を拡大した場合でも電波塔だと高さを確保しなければいけない、そうすると風致地区ぎりぎりのところに高い工作物が建てられるかもしれません。そういった問題をはらんでいると考えられます。

○塚本会長 今の意見に対して事務局ではこう考えているとか、こういう方針で説明されたということがあればお願いします。

○事務局（山中都市計画課長） 携帯電話やテレビの電波塔というのは、委員がおっしゃられるとおりに高いところにある方が効率的な設置ができます。そうしたことから、城山に設置されている状況だろうと考えています。一番高いものが、ちょうどロープウエーから少し西側に40メートルの鉄塔が建っており、こちらへの相談はなく突然設置されました。やはり、観光客の方が城山を背景に錦帯橋の写真を撮ったときに、しっかり写りこんでしまいます。こういった問題をはらんでいますので、今回の風致地区、それから景観計画においても尾根から藤河、多田の方側に50メートルに区域を設定しております。勾配を考えると、仮に区域ぎりぎりに40メートルのものが建ったとしても、頭を覗けることはなくなると考えておりますので、50メートルと設定しております。

また、やはり公共性がありますので、絶対建ててはいけないかという、そこまで制限することは電波法や電気事業法の中では困難です。しかし、通知をしていただくことによって我々と協議をして、もう少し移動してもらえませんか、とか、色合いをどうにかしてもらえませんか、といった協議の場を設けることができますので、そういったことから今回、藤河、多田の方側へ50メートルのところにラインを設定しております。ここは、地権者が国となっており、区域を拡げることについて地権者的な観点でいえば支障はないと考えております。

○塚本会長 その他、御意見ございますでしょうか。

○松川委員 今回の風致地区の設定ですが、今年2月に行われた都市計画審議会に景観計画というのがありました。そちらと今回の風致地区の関連性はあるのでしょうか。

○塚本会長 はい。お願いいたします。

○事務局（山中都市計画課長） 前回お話ししたのは、岩国地区を重点地区に指定するというので、景観計画を変更したものです。風致地区との関係性につきましては、平成 24 年に景観計画を策定した際から、城山の尾根から 50 メートルを重点地区の区域の中に入れていただいております。今回、風致地区の範囲もこれと整合を図るかたちで指定をしようということになっております。ですから、今回の風致地区の区域の変更により、景観計画との整合性がとれるということになります。

○塚本会長 はい、よろしいでしょうか。その他ございますか。

○隅委員 審議資料の 11 ページに、城山は吉川家入封以来約 400 年間伐採が禁止であったためにこの自然林が保全されてきたと書いてあります。これは真実ではないのではないかと思います。こちらはどうかお考えでしょうか。

○塚本会長 はい、御回答いただけますでしょうか。

○事務局（高崎都市開発担当部長） この記述につきましては、委員がおっしゃられるとおり確かな文献等は残っておりませんので、確定することはできませんでした。しかしながら、科学センターに依頼をしまして、城山の自然といった文献資料が残っておりまして、そちらを確認することで、400 年間伐採が禁止であったという記述について、適当だと判断したところでございます。

○隅委員 私が近くに住んでいる方にお聞きしたのは、以前あそこにはマツがたくさんあったそうです。ちょうど戦争中に松根油といってマツの根を使っていましたけれども、そのマツを伐採したためにがけ崩れを起こし、山が大変荒れたそうです。それから、戦後に放置していたらあのような山になったと聞いておりまして、400 年間手付かずの状態ではなくて、むしろ手を付けなかったらマツの群生する山になっていたのではないかと聞いております。

○事務局（高崎都市開発担当部長） その辺りにつきましても、確かに江戸時代の古地図を見ても城山にはマツの絵が描かれておりました。江戸時代は確かにマツ林であったろうと推察されます。

しかし、生態系の観点から申しますとマツ林はずっと存続するわけではなく、生態系はどんどん移り変わっていきます。マツ林になった後はその下から常緑広葉樹が生えて参りまして、それがシイノキであったりクスノキであったり、常緑広葉樹は照葉樹といいますが、それが日陰の中で育っていき、最終的にはマツよりも高くなる。城山についてはシイ林になっておりますが、シイがマツを追い抜いていってマツが日陰になることによって枯れてしまうということで、城山は原生林といわれますけれども生態系上では極相林、クライマックスに達した自然形態をなしているというところで伐採禁止であったということから、自然林が保全されているという記述をここへ掲載しているところでございます。

○隅委員 その説明で良いかと思えます。マツ林を切ったという事実はあまり触れない方がいいかもしれません。ただ、現地に住んでおられる方から指摘されたときには説明できるようにしていただければ結構です。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。他に何かございますか。では、皆さんの意見もいただきました。そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思えます。

この度付議されました、議案第 31 号について、特に変更といった大きな意見はないと判断いたしました。原案のとおり可決決定し、諮問第 14 号及び 15 号についても支障ない旨を市長に答申するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○塚本会長 はい。御異議のないものと認めます。よって議案第31号について当審議会として原案のとおり可決決定、諮問第14号及び15号について支障のない旨、市長に答申いたします。

本日予定されていた議事につきましては以上でございます。皆さんの御協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございました。続きまして、その他といたしまして事務局から連絡事項がございますので説明をお願いいたします。

○事務局(山中都市計画課長) 本市では、今年度から来年度にかけて、本市の都市計画に関する基本的な方針であります「都市計画マスタープラン」の改訂を予定しております。これは、上位計画である岩国市総合計画が改訂されるとともに、都市計画マスタープランに位置付ける短期実現化プログラムの期間が経過しておりますので、現状及び課題を整理し、社会・経済情勢の変化等に対応するための改訂を行うものでございます。この改訂にあたりましては、当審議会に適宜お諮りしながら、改訂作業を進めて参りたいと考えておりますので、その際は御協力の方よろしくをお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。都市計画マスタープランの改訂は大変な作業になるのですが、審議会には決定権はなく意見を聴くということですよ。ということで、今年度と来年度にかけて皆様の御意見を伺いながら進めていくということになるかと思っておりますので、ぜひ楽しみにしておいていただけたらと思います。

以上で本日の議事日程を終了いたしますが、委員の皆様から何かございますか。事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局(鮎川主事) 受付でお預かりしました駐車券につきましては、会場出入り口においてお返しいたします。清算処理を終えておりますので、駐車場を出られる際、そのまま清算機にお入れください。以上でございます。

○塚本会長 それでは以上をもちまして第18回都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては、熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

[午後3時45分閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第13条の規定により署名する。

平成27年8月31日

議事録署名委員

越澤 二代

議事録署名委員

宮川 洋